

令和3年度

[令和2年分]

市民税・県民税簡易申告書

宛名番号	
台帳番号	

宋栗市長 様 年 月 日 提出	現住所														
	1月1日現在の住所	※現住所と異なる場合・住民票を置いたまま他市町村で生活されている場合のみ記入													
	個人番号														
	フリガナ							職業				電話			
	氏名							生年月日				世帯主氏名			
							世帯主との続柄								

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの収入等の状況について、下記のとおり申告します。

① 収入がなかった方の記入欄（該当番号を○で囲んでください。）

1 次の者に扶養されていた
 氏名 _____ 続柄 _____ 住所（別居の場合） _____

2 遺族年金・障害年金を受給していた 3 雇用保険を受給していた 4 生活保護を受給していた

5 学生・生徒であった 6 貯蓄等で生活していた 7 その他（ _____ ）

② 所得の記入欄（専従者給与は③に記入）

所得区分	収入金額	備考		
給与（給与、賃金等）	円	【年収が不明のとき】 1か月平均収入（ _____ 円）× 12 = _____ 円		
公的年金等	円	※障害年金、遺族年金等の非課税年金は記入しないでください。		
	収入金額(A)	必要経費(B)	所得金額(A) - (B)	摘要
営業等・農業所得	円	円	円	※専従者控除前
上記以外の所得（ _____ ）	円	円	円	

③ 専従者として従事していた方の記入欄（一緒に生活している家族等から給与の支給があった方）

事業主氏名		専従者給与額	(収入額)	円
事業主住所				

④ 扶養親族等の記入欄

氏名	続柄	生年月日	障害の有無	住所（別居の場合）
			有・無	

⑤ 該当する場合は○で囲んでください。

ひとり親 ・ 寡婦（離別し、子以外の扶養親族あり・死別または生死不明） ・ 障害者

注意 裏面をよく読んで記入してください。

この申告書の書き方

- 1 この申告書は、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間）の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である人が使用する簡易申告書です。

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| • 基礎控除額：43万円 | • 一般扶養（16歳以上で下記以外）控除額：33万円 |
| • 配偶者控除額：33万円 | • 特定扶養（19～22歳）控除額：45万円 |
| • 老人配偶者（70歳以上）控除額：38万円 | • 老人扶養（70歳以上）控除額：38万円
（同居老親等は45万円） |

- 2 個人番号（マイナンバー）、電話番号を記入して押印してください。

申告の際、マイナンバー確認書類（下記ア、イのいずれか）の提示が必要になります。郵送での提出の場合は、それぞれのコピーを同封してください。

ア) マイナンバーカード（個人番号カード）

イ) 通知カード+身元確認書類（運転免許証、パスポート等）

- 3 収入のなかった方は①の該当項目に丸を、収入のあった方は②又は③に記入してください。
- 4 ②所得の記入欄では、給与所得がある方は、源泉徴収票や給与明細書があれば添付してください（コピー可）。給与収入金額の記録が無い場合は、1か月の平均収入額から年収を算出するなどして、記入してください。公的年金等の所得がある方は、源泉徴収票があれば添付してください（コピー可）。給与、年金以外の所得については、1年間の収入金額（A）から、その収入金額を得るために必要な経費（B）（生活費を除く）を差し引いて、所得を算出してください。
- 5 ③専従者として事業に従事していた方の記入欄では、誰から（事業主氏名欄）いくら（専従者給与額欄）給料をもらったのか詳しく記入してください。ここでいう専従者とは、生計を一にしている親族（家族）の事業に専ら従事して給料をもらっている方のことです。生活費の受け渡しや小遣いとは違います。
- 6 ④扶養親族等がいる場合は記入してください。別居している親族を扶養していた場合は、その方の住所も記入してください。
- 7 ⑤該当する場合は○で囲んでください。
ひとり親とは、生計を一にしている子（他の方の控除対象配偶者又は扶養親族とされている人を除く）で総所得金額等の合計額が48万円以下の方を有し、本人の合計所得が500万円以下かつ、事実婚ではない方が該当します。性別による条件はありません。
寡婦とは、夫と死別、又は夫の生死の明らかでない方、又は離別した方で、総所得金額等の合計額が48万円以下の扶養親族（他の方の控除対象配偶者又は扶養親族とされている方を除く）を有し、本人の合計所得が500万円以下かつ、事実婚ではない方が該当します。（再婚していないことも条件になります。）
- 8 ④と⑤の障害がある場合については、申告書提出時に障害者手帳等（手帳の種別と障害の等級が確認できるもの）の確認が必要です。郵送の場合は、手帳のコピーを同封してください。
- 9 その他、ご不明な点がございましたら、税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】〒671-2593

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

宍粟市役所 税務課 市民税係

電話：0790-63-3124 （直通）